

## 報道取材情報（沼津市）

令和2年9月14日（月）発表

名称等	沼津御用邸記念公園の指定管理者を募集します		
応募期限	令和2年10月30日（金曜日）まで		
担当	都市計画部	緑地公園課	
	直通	055-934-4795	内線 2694

1 内容

沼津御用邸記念公園は、民間事業者の創意工夫・効率的な運営を取り入れるため、平成18年度から指定管理者制度により管理運営を行っています。現在の指定管理者の指定期間が令和3年3月末で満了するため、令和3年度以降の次期指定管理者を広く募集します。

（沼津市ホームページ「指定管理者制度」に募集要項掲載中）

2 沼津御用邸記念公園の略歴

沼津御用邸記念公園は、明治26年に、当時皇太子であった大正天皇のご静養のため造営された「沼津御用邸」が昭和44年11月に廃止されたことに伴い、沼津市が国から土地等の無償貸付を受け、昭和45年7月に総合公園として開園しました。

さらに平成28年10月には、本公園の主要部分について、国名勝「旧沼津御用邸苑地」として指定を受けました。

市では、国名勝にふさわしい適切な保存管理、活用を図るため、本年度から各種整備事業を行っています。

3 募集概要

○指定管理期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

○管理運営経費：指定管理者は、入園料等の利用料金収入のほか、市からの指定管理料をもって施設の管理運営を行います。また、市の承認を受け、売店や喫茶等の自主事業（収益事業）を行うことで、収入を得ることができます。

○指定管理料：年額38,000,000円、5年間の総額190,000,000円を上限額とし、応募団体から提案を受けます。

○応募受付期間：令和2年10月12日（月曜日）～30日（金曜日）

○説明会：令和2年10月5日（月曜日） ※10月2日（金曜日）までに申込み  
説明会に参加が難しい場合には資料送付しますのでご請求ください。

4 指定管理者に求めるもの

皇室ゆかりの財産、国名勝（文化財）、都市公園として、沼津御用邸記念公園を常に良好に美しく維持管理し、創意工夫して魅力を高めていくことのできる団体を募集します。

○雑草・雑木・ゴミ・落ち葉等の除去、芝生管理、清掃、修繕等を日常的に徹底すること。

○歴史・文化的にかけがえのない価値を有している施設として情報発信すること。

○既存の展示解説方法・施設の活用方法に満足することなく、常に創意工夫を続けること。

○文化・観光利用を推進するとともに、日常的な利用やリピーターの増加に取り組むこと。